

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月22日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300396号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300033号

## 第1 結論

昭和60年\*月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年\*月から平成2年3月まで

請求期間当時、私は大学に在学中であったが、私が20歳になった昭和60年\*月から会社に就職するまでの国民年金保険料は、親が納付していると聞いていた。父は仕事が忙しかったので、母が私の保険料を納付したのだと思う。両親は亡くなっているため、加入手続や納付の方法については不明であるが、調査の上、請求期間を納付済期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、具体的な納付方法等は分からないが、母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたと思う旨主張しており、自身は直接関与しておらず、それらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者は、請求期間において大学生であったと回答及び陳述しており、請求期間当時、20歳以上の大学生は国民年金に任意加入することができる者であったところ、任意加入被保険者については、住民登録している市町村で任意加入の申出をした日に国民年金被保険者資格を取得するものとされていたことから、請求者が請求期間当時に居住していたA市及びB市に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システム並びに社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、平成9年1月1日付けで基礎年金番号として付番されている「\*」は、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった際(資格取得年月日:平成2年4月1日)に払い出された記号番号であり、当該基礎年金番号により請求者が国民年金の被保険者資格を取得したのは令和5年11月1日であることは確認できるが、請求期間に係る国民年金の加入記録は確認できない上、前述のとおり、請求者に対して請求期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出され

たことを確認することができないことから、当該期間は国民年金に未加入であり、当該期間に係る納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、A市及びB市は、請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料について保存期限経過により保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。